

就学援助制度について

会津坂下町では、経済的理由により就学困難な児童及び生徒の保護者に対し、子ども達が学校で楽しく勉強できるように、学校で掛かる費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。

1. 援助の対象となる方と申請書に添付する書類

- ① 生活保護法により保護を受けている保護者（要保護）（小学6年生・中学3年生のみ）
- ② 前年度又は当該年度において、次のいずれかに該当する保護者（準要保護）
 - (ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止をされた方
 - (イ) 町民税が非課税である世帯。ただし、児童扶養手当の支給を受ける保護者については、町民税にかかる所得割額が課されていないこと。
 - (ウ) 天災等の特別な事情により町民税・固定資産税の減免を受けている方
→【減免を受けていることを証明する書類】
 - (エ) 国民年金保険料の全額免除を受けている方
→【全額免除を受けていることを証明する書類】
 - (オ) 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている方
→【減免等を受けていることを証明する書類】
- ③ 東日本大震災により発生した原子力発電所の事故により会津坂下町に避難をしている旧「警戒区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」「特定避難勧奨地点」の住民で、①か②の要件に該当される方
※②（ウ）の要件については、該当にならない場合があります。
→【市町村発行の被災証明書又は罹災証明書及び課税証明書】
- ④ 東日本大震災により住居が全半壊する等の被災により会津坂下町に避難をしている方で、①か②の要件に該当される方 ※②（ウ）の要件については、該当にならない場合があります。
→【市町村発行の罹災証明書（住居の全半壊等であることが分かるもの）及び課税証明書】

2. 援助される経費

入学準備金・学用品費・通学用品費・学校給食費・修学旅行費

※要保護認定の方は、修学旅行費のみが支給の対象となります。

※会津学鳳中学校で準要保護認定の方は、学校給食費は支給対象外となります。

3. 申請方法・持参物

申請場所：教育委員会（会津坂下町役場 南分庁舎）

持参物：①印鑑 ②通帳

③援助の対象となることを証明する書類（上記1の①と②（ア）（イ）の方は除く）

1月1日時点で町外に居住されていた方については、世帯全員分の課税証明書を前住所地で取得し持参してください。

5. 注意事項

○収入の状況や各種援助事業の受給状況等を審査し、要件を満たす世帯が該当になりますので、申請しても該当にならない場合があります。

○認定後に世帯状況に変化があった場合（持家への引っ越し、再婚等）により家庭環境が大幅に変化した場合は再審査が必要になりますので必ずご連絡ください。収入のある方との同居などにより収入状況が大きく変化した場合、認定を取り消すことがあります。

ご不明な点等は下記までお問い合わせください。